

ウイグル人留学生の人権の保障を

中国による少数民族の人権侵害は国連その他でも数多く報告され、国際社会での非難が高まっている。しかし中国政府は人権侵害を否定し、逆に激しく抗議しているのが実情である。世界平和実現のためには、重大な人権侵害を行っている中国政府に対し、国連人権理事会が一丸となって迅速な行動を取ることが肝要である。

1. 日本にいるウイグル人留学生の現状、問題

日本に滞在するウイグル人留学生は約 800 人とされている。

彼らの抱える最も深刻な問題はパスポートの更新である。彼らが持つ中国のパスポートの有効期限が切れた場合、在日中国大使館で更新しなければならない。しかし、期限が切れても更新に行けないのが現状である。なぜなら、パスポートを没収されたり、更新を拒否される可能性があるからである。また、更新の代償としてスパイになるように脅迫されることもあるという。これらは、移動の自由を保障する自由権規約第 12 条 2 項 4 項違反である。

中国に帰国すること自体大きな危険を孕む。外国に留学していたというだけで「危険人物」というレッテルが貼られ、強制収容所に送り込まれるかもしれないのである。また、再度出国できない危険性も高い。これもまた自由権規約第 12 条 2 項 4 項違反に相当する。

また、家族との連絡が取れない留学生も多く存在する。家族の所在が不明で連絡を取れない場合もあれば、盗聴の恐れにより連絡を取れない場合もある。これは、通信への不法な干渉であり、私生活・家族・住居・通信の保護を謳う自由権規約第 17 条に抵触する。

2. 少数民族に対する中国政府の人権侵害

中国による人権侵害については数多くの証言がなされてきた。強制収容所には 100 万人以上のウイグル人が収容され、拷問・強制不妊手術・臓器売買のための臓器摘出が行われているという。これらは、身体的自由及び安全の権利を保障する自由権規約第 9 条及び 自由を奪われる全ての者は、人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われることを保証する自由権規約第 10 条 1 項に違反する。

また、イスラム教の礼拝を禁じたり、豚肉食を強要するなどの宗教弾圧の報告もある。さらに、ウイグル語を禁じて中国語を押し付け、ウイグル人の文化を否定する洗脳教育が行われているという。これらは、宗教の自由を保障する自由権規約第 18 条及び、自己の文化を享有し自己の言語を使用する権利を保障する自由権規約第 27 条の違反である。

3. 国連及び日本政府の対応

ウイグル人への人権侵害に対して、国連人権理事会や欧米諸国が非難を強めている。以下にその一端を示す。

2020 年 6 月 26 日、国連人権理事会の特別報告者 50 人が、中国における基本的自由を守るための措置を求める共同アピールに署名した。

同年 9 月、300 以上の NGO が、アントニオ・グテーレス国連事務総長とミシェル・バシエーレ国連人権高等弁務官および国連加盟国に宛てた公開書簡を出し、新疆をはじめとする中国における人権侵害を調査する国際的メカニズムの設置を求めた。

他にも、欧米諸国で中国への圧力を強める動きが顕著となっている。米国は同年7月、「ウイグル人権法」に基づき、ウイグル自治区幹部の資産を凍結した。英国のドミニック・ラーブ外相はウイグルの人権を厳しく非難し、2022年北京冬季五輪のボイコットを示唆した。また、フランスのエマニュエル・マクロン大統領は9月の国連総会で、ウイグル自治区へ国際調査団の派遣を求めた。また、アメリカのマイク・ポンペイオ国務長官は、2021年1月19日、中国共産党によるウイグル弾圧をジェノサイドと認定したが、バイデン新政権下で新国務長官に指名されているアントニー・ブリンケンも、同日、上院の公聴会で、これを支持すると言明した。

一方、日本政府はウイグル問題について、「人権状況に懸念を持って注視する」（加藤勝信官房長官）との表現に留め、国会においても中国の少数民族迫害を非難する決議を出せないなど、中国の少数民族迫害に対して極めて消極的な態度に終始している。

4. 人権理事会への要請

中国によるウイグル人への人権侵害は、決して許されるべきではない。

私たちは人権理事会が日本政府に対して次を勧告するよう要請する。

- ① ウイグル人留学生に対して、パスポートの期限が切れても帰国を強制しないこと、および日本での滞在期間を延長すること。
- ② コロナ禍によりアルバイトができず学費が払えないウイグル人留学生への経済的支援をすること。

また、私たちは国連人権理事会に対して次のことを要請する。

- (1) 中国政府による様々な人権侵害を検証・評価するための国連の特別会合の開催
- (2) 国連人権理事会の特別手続き（Special Procedures, SP）の枠組みに、ウイグルの人権侵害に関するワーキング・グループ（WG、計5名で構成）を新設し、継続的にこの問題を詳しくモニターし、報告書を作成すること。
- (3) 国連特使の任命。
- (4) 人権高等弁務官による、中国政府の広範な権利侵害の監視及び報告。

以上